

令和7年度 北海道における農業農村整備事業等の 補助事業の事業評価（再評価・事後評価）について

1 趣旨

農業農村整備事業等の効率性及び事業実施過程の透明性の一層の向上を図るため、国の補助金の交付を受けて都道府県等事業実施主体が実施している事業（以下「補助事業」という。）に関して、農林水産省政策評価基本計画に基づき、事業採択後一定期間ごとに事業実施の妥当性について総合的かつ客観的に評価し、補助金交付の方針の決定を行う期中の評価（以下「再評価」という。）及び事業完了後一定期間経過後に事業実施のもたらす効果について、総合的かつ客観的に評価を行う完了後の評価（以下「事後評価」という。）を実施するもの。

2 事業評価の実施地区数の考え方

	再評価	事後評価
評価対象地区の考え方	<ul style="list-style-type: none"> 施設の維持管理に係る事業、災害復旧事業等を除く農業農村整備事業等補助事業のうち、以下のア～ウに該当する補助事業。 ア 事業採択後 <u>5年</u>が経過した時点で未着手の事業地区にあつては、当該時点の属する年度 イ <u>事業採択後 10年</u>が経過した時点で継続中の事業地区にあつては、当該時点の属する年度 ウ <u>事業採択後 10年を超えて継続中</u>の事業地区にあつては、直近に再評価を実施した年度から <u>5年度ごと</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 施設の維持管理に係る事業、災害復旧事業等を除く農業農村整備事業等補助事業のうち、<u>総事業費 10億円以上</u>で、事業完了後一定期間（<u>おおむね 5年</u>）経過した地区のうち、事業種及び規模、地区の特徴等を考慮し選定して実施。
評価対象地区数	<ul style="list-style-type: none"> 農業競争力強化基盤整備事業 全国 35 地区、うち 北海道 1 地区 農村地域防災減災事業 全国 18 地区、うち北海道 0 地区 海岸保全施設整備連携事業 全国 1 地区、うち北海道 0 地区 	<p>【R元年度に完了した 10 億円以上の地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業競争力強化基盤整備事業： 全国 49 地区、うち北海道 25 地区 農村地域防災減災事業 全国計 13 地区、うち北海道 1 地区 <p>→北海道 26 地区のうち、3 地区を選定</p>

3 事業評価の実施地区

【再評価】

事業名	地区名	関係市町村名	事業メニュー	事業実施主体
農業競争力強化 基盤整備事業	更別第 2	更別村	畑地帯総合 整備事業	北海道

【事後評価】

事業名	地区名	関係市町村名	事業メニュー	事業実施主体
農業競争力強化 基盤整備事業	就実	旭川市、東神楽町	畑地帯総合 整備事業	北海道
	しょうせい 沼西	沼田町、北竜町	農地整備事業	北海道
	弟子屈南部	弟子屈町	草地畜産基盤 整備事業	北海道

4 評価の進め方

(1) 評価の実施主体

農林水産省が設置する事業評価委員会が評価を実施する。

(2) 地区別結果書の作成

事業実施主体からの提供資料を基に、評価実施地区の評価結果書（地区別評価結果書、事業の効用に関する説明資料等）を取りまとめる。

【評価項目】

再評価	事後評価
<input type="checkbox"/> 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化 （費用対効果分析の結果を含む。） <input type="checkbox"/> 農林水産業の情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化 <input type="checkbox"/> 事業の進捗状況 <input type="checkbox"/> 関連事業の進捗状況 <input type="checkbox"/> 地元（受益者、地方公共団体等）の意向 <input type="checkbox"/> 事業コスト縮減等の可能性 <input type="checkbox"/> 代替案の実現可能性 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 社会経済情勢の変化 <input type="checkbox"/> 事業により整備された施設の管理状況 <input type="checkbox"/> 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化 <input type="checkbox"/> 事業効果の発現状況（費用対効果分析結果を含む。） <input type="checkbox"/> 事業実施による環境の変化 <input type="checkbox"/> 今後の課題等

(3) 第三者委員の意見の聴取

多様な意見の反映、客観性の確保の観点から技術検討会を開催し、すべての評価実施地区について、第三者の意見を聴取し、その意見を取りまとめて評価結果書に反映する。

5 評価結果の公表

農林水産省において取りまとめた北海道の地区別評価結果書に、地方農政局等が取りまとめた地区別評価結果書を加え、全国の事業評価書を取りまとめる。

その後3月末(予定)に「公共事業の事業評価書」を農林水産省ホームページで公表する。

令和7年度 北海道補助事業 事業評価実施地区位置図

